

スポーツ基本法(抜粋)

制 定：平成23年8月24日法律第78号

第4章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進委員)

第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツ推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対する、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

大阪市スポーツ推進委員規則

制 定：昭和37年1月17日市教委規則1

直近改正：平成23年9月30日市教委規則27

(目 的)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第32条の規定に基づき、大阪市スポーツ推進委員（以下「推進委員」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職 務)

第2条 推進委員は、市民スポーツ振興に関し、次の職務を行う。

- (1) スポーツの実技の指導を行なうとともに、スポーツについて理解を深めること
- (2) スポーツ活動の促進のための組織の育成・拡充を図ること
- (3) 教育機関・行政機関、スポーツ関係団体等の行なうスポーツに関する行事又は事業に関する協力及び連絡調整を行なうこと
- (4) 前各号に掲げるもののほか、スポーツ振興のための指導、助言を行なうこと

(定 数)

第3条 推進委員の定数は、1,000名以内とする。

(任 期)

第4条 推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育委員会は、任期中においても推進委員を解嘱することができる。
- 3 推進委員は、再任されることができる。

(細 則)

第5条 この規則に定めるもののほか、推進委員に関し必要な事項は、教育長が定める。